

消防団応援の店事業実施要綱

変更：平成30年7月18日理事会決定（い）

（趣旨）

第1条 この要綱は、消防団の福利厚生の実施による地域防災力の向上を図ることを目的として、店舗等が東京都内の消防団員（以下「団員」という。）に対して、一定のサービスを提供する消防団応援の店事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（登録申請）

第2条 消防団応援の店（以下「応援店」という。）に登録しようとする店舗等は、消防団応援の店登録申請書（様式第1号）により、一般社団法人東京都消防協会会長（以下「会長」という。）に申請するものとする。

（審査及び表示証等の交付）

第3条 会長は、前条の規定により消防団応援の店登録申請書が提出されたときは、その内容を審査し、登録することが適当と認めるときは、消防団応援の店登録台帳（様式第2号）に登録するとともに、応援店に消防団応援の店登録通知書（様式第3号）及び消防団応援の店表示証（様式第4号。以下「表示証」という。）を交付するものとする。

（表示証の表示）

第4条 応援店は、次に示す場所等に表示証を表示することができる。

- (1) 応援店内の見やすい場所
- (2) パンフレット、チラシ、ポスター、看板、フリーペーパー、インターネット等により行う映像、その他の広告

（福利厚生カードの交付）

第5条 会長は、団員に対し、消防団員福利厚生カード（様式第5号。以下「福利厚生カード」という。）を交付するものとする。

- 2 福利厚生カードの紛失、盗難、破損等により再発行を希望する団員は、再交付を受けることができる。

（福利厚生カードの提示）

第6条 団員は、応援店においてサービス等を受けようとする場合は、福利厚生カードを提示するものとする。

- 2 応援店は、団員に対し、福利厚生カードの提示を求めることができる。

（応援店の公表等）

第7条 会長は、応援店の名称、サービス内容等をホームページ等に公表することが

できる。

(登録の変更及び廃止)

第8条 応援店は、当該登録の内容を変更し、又は廃止しようとするときは、消防団応援の店登録内容変更・廃止申請書(様式第6号)により、会長に申請するものとする。

2 会長は、前項に規定する申請があったときは、速やかに、当該登録を変更し、又は廃止するものとする。

(登録の取り消し)

第9条 会長は、応援店が事業を廃止等したとき、又は応援店としての登録が適当でないと認めるときは、当該登録を取り消すことができる。

(順守事項)

第10条 団員は次に掲げる事項について順守しなければならない。

- (1) 福利厚生カードを不正に使用し、又は他人に貸与し、若しくは譲渡しないこと。
- (2) 優遇サービスに関して、応援店に強要しないこと。
- (3) 退団する場合は、福利厚生カードを返却すること。

(全国消防団応援の店への登録)(い)

第11条 応援店が希望する場合には、公益財団法人日本消防協会(以下「日本消防協会」という。)が実施する「全国消防団応援の店」に登録できる。この場合、様式第1号により申請するものとする。

2 全国消防団応援の店に登録した応援店(以下「全国応援店」という。)には、日本消防協会が発行する表示証を交付するものとし、全国応援店は第4条に準じてこれを表示することができる。

3 東京都内の消防団員以外の消防団員は、福利厚生カードにかえて、各消防団で発行する消防団員証を提示することにより、全国応援店においてサービス等を受けることができるものとする。

4 全国応援店の名称、サービス内容等は、日本消防協会ホームページにて公表する。

5 全国登録店の登録の変更及び廃止は、第8条に準じてこれを行う。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。(い)

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年7月18日から施行する。(い)